

筑前海区共同漁業権

1

- (1) 免許番号 筑共第1号
- (2) 漁業権者 糸島漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うみにな漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	さるぼう漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あおのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	むかでのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	みりん漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おごのり漁業	〃

〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか小型定置網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚落網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 福岡・佐賀県界（包石）から糸島市志摩黒磯までの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第2号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路名等	区 域
福吉川	福吉新橋（糸島市二丈吉井）下流側橋台角から上流
羅漢川	深江橋（糸島市二丈深江）橋幅の中央線から上流
泉 川	糸島市加布里字千早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流

基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石（包石）

基点第2号 糸島市志摩芥屋一番地に設置した標柱（黒磯護岸東端から東方へ70メートルの点）

(イ) 基点第1号から真方位330度50分 3,230メートルの点（包石から名島本島

- (長崎県壱岐市)を見通す線と領布振山(佐賀県唐津市)東の高頂から大幡山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点)
- (v) 基点第1号から真方位350度10分 12,350メートルの点
(領布振山の東の高頂から大幡山山頂を見通す線と玄界島の北端から相島北端を見通す線との交点)
- (ハ) 基点第2号から真方位326度30分 4,700メートルの点(玄界島の北端から相島北端を見通す線と基点第2号から女岳(糸島市)の南の高頂(通称岳の越)を見通す線との交点)
- (4) 関係地区 糸島市二丈吉井、同市二丈福井、同市二丈鹿家、同市二丈深江、同市二丈片山、同市前原東、同市加布里、同市岩本、同市師吉、同市志摩船越、同市志摩久家、同市波多江駅北、同市前原駅南、同市志摩御床、同市志摩新町、同市志摩岐志、同市志摩初、同市志摩姫島及び同市志摩芥屋
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2

- (1) 免許番号 筑共第2号
- (2) 漁業権者 糸島漁業協同組合
- (3) 免許の内容
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで

〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 烏帽子島（糸島市）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第3号 烏帽子島灯台

(イ) 基点第3号から真方位194度25分 1,620メートルの点（姫島（糸島市））の頂上から女岳（糸島市）山頂を見通す線と小机島（福岡市西区）南端から志賀島（福岡市東区）頂上（牧の高）を見通す線との交点）

(ロ) 基点第3号から真方位230度50分 1,170メートルの点（姫島の頂上から女岳山頂を見通す線と土器崎（佐賀県唐津市）の西端から野高山（佐賀県唐津市）山頂を見通す線との交点）

(ハ) 基点第3号から真方位359度5分 2,250メートルの点（土器崎の西端から野高山山頂を見通す線と灯台瀬灯標から柑子岳（福岡市西区）山頂を見通す線との交点）

(ニ) 基点第3号から真方位91度35分 5,160メートルの点（灯台瀬灯標から柑子岳山頂を見通す線と姫島の東端から十坊山（糸島市二丈）山頂を見通す線との交点）

(ホ) 基点第3号から真方位106度15分 5,520メートルの点（姫島の東端から十坊山山頂を見通す線と小机島の南端から志賀島頂上を見通す線との交点）

(4) 関係地区 糸島市二丈吉井、同市二丈福井、同市二丈鹿家、同市二丈深江、同市二丈片山、同市前原東、同市加布里、同市岩本、同市師吉、同市志摩船越、同市志摩久家、同市波多江駅北、同市前原駅南、同市志摩御床、同市志摩新町、同市志摩岐志、同市志摩初、同市志摩姫島及び同市志摩芥屋

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

3

(1) 免許番号 筑共第3号

(2) 漁業権者 糸島漁業協同組合、福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃

〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	むかでのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか小型定置網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網 漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 黒磯（糸島市志摩芥屋）から津舟崎（福岡市西区今津）に至る間の地先

ウ 漁場の区域

次の基点第2号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)及び基点第5号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 糸島市志摩芥屋一番地に設置した標柱（黒磯護岸東端から東方へ70メートルの点）

基点第4号 西浦岬灯台

基点第5号 津舟崎東端に設置した標柱

- (イ) 基点第2号から真方位326度30分 4,700メートルの点
（玄界島（福岡市西区）から相島（糟屋郡新宮町）北端を見通す線と基点第2号から女岳（糸島市）の南の高頂（通称岳の越）を見通す線との交点）
- (ロ) 基点第4号から真方位262度45分 4,000メートルの点
（玄界島北端から相島北端を見通す線と仏崎（糸島市）から高島（佐賀県唐津市）北端を見通す線との交点）
- (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点
（仏崎と高島北端を見通す線と小机島（福岡市西区）西端からウゼ鼻（福岡市西区大字宮浦）先端を見通す線との交点）
- (ニ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点
（小机島西南端からウゼ鼻先端を見通す線と同島南端から志賀島（福岡市東区）頂上（牧の高）を見通す線との交点）
- (ホ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点
（志賀島北端から磯崎鼻（糟屋郡新宮町）を見通す線と小机島の南端から荒崎鼻（福岡市西区能古）を見通す線との交点）
- (ヘ) 基点第4号から真方位71度50分 2,650メートルの点
（志賀島北端から磯崎鼻を見通す線と玄界島西端から柱島（福岡市西区）頂上を見通す線との交点）
- (ト) 基点第5号から真方位26度 3,980メートルの点
（ウゼ鼻先端から夫婦石崎鼻（志賀島南端）を見通す線と毘沙門山（福岡市西区）山頂から叶岳（福岡市西区）山頂を見通す線との交点）
- (フ) 基点第5号から真方位57度5分 2,160メートルの点
（基点第5号から夫婦石崎鼻を見通す線からウゼ鼻先端から小机島西端を見通す線との交点）

(4) 関係地区 福岡市西区大字宮浦、同市西浦及び糸島市志摩野北

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

4

- (1) 免許番号 筑共第4号
- (2) 漁業権者 糸島漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網 漁業	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 灯台瀬（糸島市志摩野北沖）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第6号 灯台瀬灯標

- (イ) 基点第6号から真方位217度40分 1,450メートルの点、(玄界島(福岡市西区)北端から相島(糟屋郡新宮町)東南端を見通す線と火の山(糸島市)山頂から金山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点)
 - (ロ) 基点第6号から真方位254度 1,600メートルの点(姫島(糸島市)西端から大島(佐賀県唐津市)東端を見通す線と火の山山頂から金山山頂を見通す線との交点)
 - (ハ) 基点第6号から真方位355度 1,790メートルの点(姫島西北端から大島(佐賀県唐津市)東南端を見通す線と彦山(糸島市)山頂から金山山頂を見通す線との交点)
 - (ニ) 基点第6号から真方位94度 1,240メートルの点(彦山山頂から金山山頂を見通す線と玄界島北端から相島東南端を見通す線との交点)
- (4) 関係地区 糸島市志摩野北
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

5

- (1) 免許番号 筑共第5号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで

〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	固定式さし網 漁業	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 長間礁周辺（福岡市西区大字西浦沖）

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第4号 西浦岬灯台

(イ) 基点第4号から真方位286度34分 5,202メートルの点（大机島（福岡市西区）北端から志賀島（福岡市東区）頂上（牧の高）を見通す線（以下、A線）上であって、女天ヶ岳（福岡市西区）山頂から高祖山（福岡市西区）を見通す線（以下、C線）とA線の交点から真方位92度6分の方角で、二点から長崎鼻西北端から柑子岳山頂（福岡市西区）を見通す線（以下、D線）とA線との交点との距離に等しい距離の点）

(ロ) 基点第4号から真方位301度38分 8,078メートルの点（筑前相ノ島灯台から城山（宗像市）山頂を見通す線（以下、B線）上であって、C線とB線との交点から真方位73度53分の方角で、ハ点からD線とB線との交点との距離に等しい距離の点）

(ハ) 基点第4号から真方位312度42分 6,987メートルの点（B線と小呂島向山山頂（福岡市西区）と柑子岳山頂を見通す線（以下、E線）との交点）

(ニ) 基点第4号から真方位294度22分 3,434メートルの点（A線とE線との交点）

(4) 関係地区 福岡市西区大字西浦

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

6

(1) 免許番号 筑共第6号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あおのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	むかでのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで

〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	〃
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 玄界島（福岡市西区）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第4号 西浦岬灯台

- (イ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点（志賀島（福岡市東区）北端から磯崎鼻（糟屋郡新宮町）を見通す線と小机島（福岡市西区）西南端から荒崎鼻（福岡市西区能古）を見通す線との交点）
- (ロ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点（小机島西端からウゼ鼻（福岡市西区大字宮浦）先端を見通す線と同島南端から志賀島（福岡市東区）頂上（牧の高）を見通す線との交点）
- (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点（仏崎（糸島市）から高島（佐賀県唐津市）西北端を見通す線と小机島西端からウゼ鼻先端を見通す線との交点）
- (ニ) 基点第4号から真方位13度55分 6,270メートルの点（相島の東端から宮地嶽（福津市）山頂を見通す線と仏崎から高島北西端を見通す線との交点）
- (ホ) 基点第4号から真方位25度25分 7,270メートルの点（相島の東南端から宮地嶽山頂を見通す線と宝島（福岡市西区今津地先）から飯盛山（福岡市早良区）山頂を見通す線との交点）
- (ヘ) 基点第4号から真方位72度10分 4,600メートルの点（宝島頂上から飯盛山山頂を見通す線と志賀島北端から磯崎鼻を見通す線との交点）

(4) 関係地区 福岡市西区大字玄界島

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

7

- (1) 免許番号 筑共第7号
(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで

〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 小呂島（福岡市西区）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第7号 小呂島港西防波堤灯台

基点第8号 小呂島北端（通称穴口）に設置した標柱

(イ) 基点第7号から真方位135度40分 2,660メートルの点（基点第7号から玄界島（福岡市西区）頂上を見通す線上）

(ロ) 基点第7号から真方位229度40分 2,870メートルの点（基点第7号から名島本島（長崎県壱岐市）を見通す線上）

(ハ) 基点第8号から真方位319度50分 3,750メートルの点

(ニ) 基点第8号から真方位36度30分 3,500メートルの点

(4) 関係地区 福岡市西区大字小呂島

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

8

(1) 免許番号 筑共第8号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さるぼう漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	もずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで

〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか曲建網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 博多湾

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、(イ)、(ロ)及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
------------------	-----

端梅寺川	長三郎堰（福岡市西区元岡字太郎丸）から上流
博多港	博多港沖防波堤南東部海域、箱崎第2区泊地、貯木場及び投下泊地
博多港航路	本航路、副航路及び船待泊地
小戸ヨットハーバー	全域
福岡市西区小戸から中央区西公園に至るまでの地先	<p>次の基点第9号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリの点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第9号 福岡市西区姪浜字小戸1992番地に設定した標識</p> <p>基点第10号 博多港西防波堤南灯台</p> <p>イ 基点第10号から真方位262度50分 6,400メートルの点</p> <p>ロ 基点第10号から真方位261度30分 4,890メートルの点</p> <p>ハ 基点第10号から真方位252度40分 3,660メートルの点</p> <p>ニ 基点第10号から真方位248度 3,220メートルの点</p> <p>ホ 基点第10号から真方位241度50分 2,280メートルの点</p> <p>ヘ 基点第10号から真方位237度50分 1,040メートルの点</p> <p>ト 基点第10号から真方位310度 910メートルの点</p> <p>チ 博多港西防波堤南端西角</p> <p>リ 西公園下防波堤基部西角</p>
博多港西防波堤北西側	<p>次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>基点第11号 博多港西防波堤灯台</p> <p>イ 基点第11号から真方位296度10分 1,000メートルの点</p> <p>ロ 基点第11号から真方位294度40分 5,270メートルの点</p> <p>ハ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点</p>
博多港東防波堤北側	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、リ、ツ及びイの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>基点第11号 博多港西防波堤灯台</p> <p>イ 博多港東防波堤西端北角</p> <p>ロ 基点第11号から真方位48度30分 410メートルの点</p> <p>ハ 基点第11号から真方位65度10分 1,510メートルの点</p> <p>ニ 基点第11号から真方位43度40分 2,590メートルの点</p> <p>ホ 基点第11号から真方位27度10分 2,940メートルの点</p>

	<p> へ 基点第11号から真方位6度20分 2,970メートルの点 ト 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 チ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 リ 基点第11号から真方位316度 1,010メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位307度40分 1,270メートルの点 ル 基点第11号から真方位300度50分 3,160メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位15度10分 3,500メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位18度10分 3,570メートルの点 カ 木材港防波堤北端北角 コ 木材港防波堤南端北角 タ 基点第11号から真方位41度 3,160メートルの点 レ 博多港東防波堤北端南角 ロ 博多港東防波堤北端北角 ヲ 博多港東防波堤北側屈折点 </p>
<p>福岡市東区香椎から西戸崎に至るまでの地先</p>	<p> 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及び基点第12号の点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 基点第12号 福岡市東区大字西戸崎124番地に設定した標識 イ 妙見島北西端 ロ 基点第11号から真方位41度10分 4,520メートルの点 ハ 基点第11号から真方位22度50分 4,180メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度40分 3,310メートルの点 ホ 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 へ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ト 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点 </p>
<p>博多港航路周辺海域</p>	<p> 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域並びにワ、カ、コ、タ及びリを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位294度58分21秒 5,269メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度34分25秒 6,098メートルの点 ハ 基点第11号から真方位298度8分2秒 6,356メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度33分41秒 4,939メートルの点 ホ 基点第11号から真方位301度58分58秒 3,967メートルの点 へ 基点第11号から真方位310度12分6秒 3,266メートルの点 ト 基点第11号から真方位327度18分30秒 3,002メートルの点 </p>

チ	基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点
リ	基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点
ヌ	基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点
ル	基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点
ヲ	基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点
ワ	基点第11号から真方位312度26分3秒 2,712メートルの点
カ	基点第11号から真方位303度50分25秒 2,433メートルの点
コ	基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点
ク	基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点

基点第5号 津舟崎（福岡市西区今津）東端に設置した標柱

基点第13号 叶鼻（福岡市東区大字志賀島）西南端に設置した標柱

(イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点（基点第5号から夫婦石崎鼻（福岡市東区大字志賀島）を見通す線と宝島（福岡市西区今津地先）の頂上から背振山（福岡・佐賀県界）山頂を見通す線との交点）

(ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点（基点第5号から基点第13号を見通す線と宝島の頂上から背振山山頂を見通す線との交点）

(4) 関係地区 福岡市西区大字今津、同区能古、同区愛宕浜、同区橋本、同区姪浜、同区姪浜駅南、同区小戸、同区野方、同市早良区小田部、同区飯倉、同市博多区美野島、同区吉塚、同市南区野多目、同市中央区福浜、同区大手門、同区伊崎、同区港、同区高砂、同市東区箱崎、同区和白丘、同区大字奈多、同区大字奈多団地、同区大字雁ノ巣、同区塩浜、同区大字志賀島及び同区大字弘

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

9

(1) 免許番号 筑共第9号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合、新宮相島漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	なみのこがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか曲建網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	さわら曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	雑魚落網漁業	〃
〃	雑魚大謀網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 福岡市東区大字志賀島から古賀市までの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第13号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第15号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
花鶴川	旧西鉄津屋崎線鉄橋下流側橋台角から上流
大根川	河口を結んだ線から上流

基点第13号 叶鼻（福岡市東区大字志賀島）西南端に設置した標柱

基点第14号 明神鼻（福岡市東区大字勝馬）に設置した標柱

基点第15号 中川尻（古賀市久保）に設定した標識

- (イ) 基点第13号から真方位233度10分 1,480メートルの点（叶鼻から津舟崎（福岡市西区今津）を見通す線と能古島（福岡市西区）頂上から油山（福岡市早良区）山頂を見通す線との交点）
 - (ロ) 基点第14号から真方位299度10分 3,400メートルの点（能古島頂上から油山山頂を見通す線と玄界島（福岡市西区）南端から蒙古山（福岡市西区西浦岬157高地）山頂を見通す線との交点）
 - (ハ) 基点第14号から真方位339度10分 3,740メートルの点（玄界島の南端から蒙古山山頂を見通す線と高船山（福岡市東区大字奈多）山頂より菅岳（宮若市）山頂を見通す線との交点）
 - (ニ) 基点第14号から真方位54度30分 4,200メートルの点（高船山山頂から菅岳山頂を見通す線と磯崎鼻（糟屋郡新宮町）から茶臼山（糟屋郡）を見通す線との交点）
 - (ホ) 基点第15号から真方位249度10分 7,900メートルの点（磯崎鼻から茶臼山山頂を見通す線と在自山（福津市）の北の高頂から孔大寺山（宗像市）山頂を見通す線との交点）
 - (ヘ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点（在自山の北の高頂から孔大寺山山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬（糟屋郡新宮町大字相島）を見通す線との交点）
- (4) 関係地区 福岡市東区奈多、同区奈多団地、同区雁ノ巣、同区塩浜、同区大字志賀島、同区和白丘、同区大字弘及び糟屋郡新宮町新宮
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

10

- (1) 免許番号 筑共第10号
- (2) 漁業権者 新宮相島漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃

〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚落網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第16号 相島東南端（通称馬のコーネ）に設置した標柱

基点第17号 相島北端（通称穴観音）に設置した標柱

- (イ) 基点第16号から真方位224度30分 3,120メートルの点（宮地嶽（福津市）山頂から城山（宗像市）山頂を見通す線と御神山（福岡市東区大字奈多）山頂から宝満山山頂を見通す線との交点）
 - (ロ) 基点第17七号から真方位265度50分 3,100メートルの点（御神山山頂から宝満山山頂を見通す線と鼓島（福津市地先）の頂上から湯川山（宗像市・遠賀郡界）山頂を見通す線との交点）
 - (ハ) 基点第17号から真方位26度40分 2,400メートルの点（鼓島頂上から湯川山山頂を見通す線と立花山（福岡市・糟屋郡界）東の高頂上から若杉山（糟屋郡篠栗町）西の高頂上を見通す線との交点）
 - (ニ) 基点第16号から真方位102度20分 2,160メートルの点（立花山東の高頂上から若杉山西の高頂上を見通す線と宮地嶽山頂から城山山頂を見通す線との交点）
- (4) 関係地区 糟屋郡新宮町大字相島
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

1 1

- (1) 免許番号 筑共第11号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合、新宮相島漁業協同組合、宗像漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで

〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 栗の上礁（糟屋郡新宮町大字相島沖）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

基点第17号 相島北端（通称穴観音）に設置した標柱

(イ) 基点第17号から真方位286度 9,320メートルの点（相島西南端から犬鳴山（糟屋郡・宮若市界）山頂を見通す線と玄界島（福岡市西区）西北端から蒙古山（福岡市西区西浦岬157高地）山頂を見通す線との交点）

(ロ) 基点第17号から真方位286度30分 10,200メートルの点（玄界島（福岡市西区）西北端から男天ヶ岳（福岡市西区大字宮浦）山頂を見通す線と相島西南端から犬鳴山山頂を見通す線との交点）

(ハ) 基点第17号から真方位298度 10,500メートルの点（相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線と玄界島の西端から男天ヶ岳山頂を見通す線との交点）

(ニ) 基点第17号から真方位298度30分 9,330メートルの点（玄界島の西北端から蒙古山山頂を見通す線と相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線との交点）

(4) 関係地区 福岡市東区奈多、同区奈多団地、同区雁ノ巣、同区塩浜、同区大字志賀島、同区和白丘、同区大字弘、糟屋郡新宮町新宮、同町相島、福津市西福岡間、同市花見が丘、同市小竹、同市津屋崎、同市渡、同市宮地及び同市宮司

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

12

(1) 免許番号 筑共第12号

(2) 漁業権者 宗像漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うみにな漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃

〃	なみのこがい漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まつばがい漁業	〃
〃	あおのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	むかでのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか曲建網漁業	2月1日から12月31日まで

〃	さわら曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	雑魚落網漁業	〃
〃	いか大謀網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 宗像市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第15号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第20号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
西郷川	旧西鉄津屋崎線鉄橋（福津市）下流側橋台角から上流
釣 川	皐月橋（宗像市神湊）下流側橋台角から上流

基点第15号 中川河口（古賀市）に設定した標識

基点第18号 曾根鼻（宗像市大島）に設置した標柱

基点第19号 筑前大島灯台

基点第20号 黒崎鼻（宗像市・遠賀郡界）に設置した標柱

(イ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点（在自山（福津市）北の高頂上から孔大寺山（宗像市・遠賀郡界）山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬（糟屋郡新宮町大字相島）を見通す線との交点）

(ロ) 基点第18号から真方位239度30分 3,040メートルの点（勝島（宗像市）頂上から孔大寺山山頂を見通す線と楯の岬（福津市）北の高頂から犬鳴山（糟屋郡・宮若市界）山頂を見通す線との交点）

(ハ) 基点第19号から真方位249度10分 3,020メートルの点（楯の岬北の高頂から犬鳴山山頂を見通す線と曾根崎から孔大寺山山頂を見通す線との交点）

- (ニ) 基点第19号から真方位337度10分 2,550メートルの点（相島西北端から大岳（福岡市東区大字西戸崎）山頂を見通す線と大島東端から地島（宗像市）西南端を見通す線との交点）
- (ホ) 基点第20号から真方位333度50分 6,400メートルの点（地島の北端から相島北端を見通す線と基点第20号から湯川山（宗像市・遠賀郡界）山頂を見通す線との交点）
- (ハ) 基点第20号から真方位0度 2,010メートルの点（基点第20号から真北の線と草崎鼻（宗像市）から相島北端を見通す線との交点）
- (4) 関係地区 福津市西福間、同市東福間、同市花見が丘、同市小竹、同市津屋崎、同市渡、同市宮地、同市宮司、同市勝浦、宗像市神湊、同市牟田尻、同市地島、同市大島、同市鐘崎、同市上八、同市田野、同市、池田、同市田熊及び同市大井台
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

1 3

- (1) 免許番号 筑共第13号
- (2) 漁業権者 宗像漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	いか曲建網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 沖の島（宗像市大島）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

基点第21号 沖の島灯台

- (イ) 基点第21号から真方位50度 3,000メートルの点
- (ロ) 基点第21号から真方位141度 3,500メートルの点
- (ハ) 基点第21号から真方位221度 3,500メートルの点
- (ニ) 基点第21号から真方位330度 3,000メートルの点

- (4) 関係地区 福津市西福間、同市東福間、同市花見が丘、同市小竹、同市津屋崎、同市渡、同市宮地、同市宮司、同市勝浦、宗像市神湊、同市牟田尻、同市地島、同市大島、同市鐘崎、同市上八、同市田野、同市、池田、同市田熊

及び同市大井台

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

14

- (1) 免許番号 筑共第14号
- (2) 漁業権者 遠賀漁業協同組合、ひびき灘漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うみにな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃

〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	なみのこがい漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	むかでのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	3月1日から9月30日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで

第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いか曲建網漁業	2月1日から12月31日まで
〃	さわら曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	雑魚落網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 黒崎鼻（宗像市・遠賀郡界）から烏帽子鼻（北九州市若松区）に至るまでの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第20号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第27号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
遠賀川	次の基点第23号と基点第24号とを結んだ直線から上流の遠賀川水面。 基点第23号 砥園橋（遠賀郡芦屋町）東側突堤付根から先端方向へ28メートルの地点に設置した標柱 基点第24号 基点第23号から真方位83度の線上遠賀川江川導流堤上に設定した標識
芦屋港	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチを順次に結んだ直線とイ・チ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ロ 基点第25号から真方位263度6分 1,105メートルの点

	<p>ハ 基点第25号から真方位261度37分 1,301メートルの点 ニ 基点第25号から真方位263度44分 1,308メートルの点 ホ 基点第25号から真方位275度2分 617メートルの点 へ 基点第25号から真方位280度12分 560メートルの点 ト 基点第25号から真方位276度31分 526メートルの点 チ 基点第25号から真方位267度27分 431メートルの点</p>
芦屋港と隣接する海域	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ及びホを順次に結んだ直線及び曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、イ・ロ間、ハ・ニ間及びニ・ホ間は直線とし、ロ・ハ間については、へを中心とする半径166.5メートルの西側円弧とする。</p> <p>基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内</p> <p>イ 基点第25号から真方位229度19分 1,405メートルの点 ロ 基点第25号から真方位247度45分 1,424メートルの点 ハ 基点第25号から真方位256度27分 1,293メートルの点 ニ 基点第25号から真方位256度41分 1,056メートルの点 ホ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 へ 基点第25号から真方位249度6分 1,261メートルの点</p>

基点第20号 黒崎鼻に設置した標柱

基点第22号 矢矧川尻（遠賀郡岡垣町大字糖塚浜）に設置した標柱

基点第26号 北九州市若松区大字乙丸小牟田山林1450番地と1452番地の境界に設置した標柱（白岩）

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱

(イ) 基点第20号から真方位0度 2,000メートルの点（基点第20号から真方位0度の線と草崎鼻（宗像市神湊）から相島（糟屋郡新宮町）北端を見通す線との交点）

(ロ) 基点第20号から真方位62度 4,150メートルの点

(ハ) 基点第22号から真方位9度 3,620メートルの点（女島（北九州市若松区白島）の東の高頂から男島（北九州市若松区白島）の中の高頂を見通す線と日嶺山（遠賀郡芦屋町）から遠賀川河口線の中央を見通す線との交点）

(ニ) 基点第26号から真方位330度 3,210メートルの点（女島の東の高頂から男島の南の高頂を見通す線と基点第25号から真方位330度の線との交点）

(ホ) 基点第27号から真方位347度 2,880メートルの点（馬島（北九州市小倉北区）の北の高頂（三一高地）から火の山（山口県下関市）山頂を見通す線と基点第26号から真方位347度の線との交点）

(4) 関係地区 遠賀郡岡垣町波津、同郡芦屋町西浜町、同町山鹿、同町幸町及び北九州市若松区有毛

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

15

- (1) 免許番号 筑共第15号
- (2) 漁業権者 遠賀漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	さわら曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業	〃

	(筒を含む)	
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 白瀬（遠賀郡岡垣町波津沖）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第20号 黒崎鼻（宗像市・遠賀郡界）に設置した標柱

(イ) 基点第20号から真方位29度55分 5,850メートルの点

(ロ) 基点第20号から真方位40度5分 4,100メートルの点

(ハ) 基点第20号から真方位16度30分 3,040メートルの点（湯川山（宗像市）山頂から西山（糟屋郡青柳）山頂を見通す線上）

(ニ) 基点第20号から真方位10度15分 4,570メートルの点（湯川山山頂から西山山頂を見通す線上）

(4) 関係地区 遠賀郡岡垣町波津

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

16

(1) 免許番号 筑共第16号

(2) 漁業権者 ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃

〃	さざえ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで

〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	雑魚大謀網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 北九州市若松区地先

ウ 漁場の区域

次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及びハ、基点第27号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
安瀬泊地周辺区域	安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域及び響灘臨海工業地帯造成地護岸から75メートルの区域
響灘水路及び周辺区域	響灘水路及び同水路南側新日本製鉄埋立区域
響灘廃棄物処理場周辺区域	響灘廃棄物処理場及び泊地
北九州港（響灘地区）防波堤建設用区域	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域とホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びホを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第47号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台 イ 基点第47号から真方位281度36分 6,262メートルの点

	<p>ロ 基点第47号から真方位281度12分 6,262メートルの点 ハ 基点第47号から真方位281度22分 7,191メートルの点 ニ 基点第47号から真方位281度43分 7,191メートルの点 ホ 基点第47号から真方位282度54分 7,663メートルの点 へ 基点第47号から真方位282度40分 7,632メートルの点 ト 基点第47号から真方位278度20分 8,485メートルの点 チ 基点第47号から真方位276度21分 8,448メートルの点 リ 基点第47号から真方位276度19分 8,491メートルの点 ヌ 基点第47号から真方位278度28分 8,534メートルの点</p>
<p>北九州市若松区小 竹北西地先</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ直線とイ、ロを結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第30号 白洲灯台</p> <p>イ 基点第30号から真方位208度 7,621メートルの点 ロ 基点第30号から真方位197度15分 6,242メートルの点 ハ 基点第30号から真方位197度17分 5,542メートルの点 ニ 基点第30号から真方位201度36分 5,290メートルの点 ホ 基点第30号から真方位200度38分 4,203メートルの点 へ 基点第30号から真方位218度11分 5,330メートルの点 ト 基点第30号から真方位220度39分 5,570メートルの点 チ 基点第30号から真方位216度23分 6,116メートルの点 リ 基点第30号から真方位226度39分 7,173メートルの点 ヌ 基点第30号から真方位221度40分 7,243メートルの点 ル 基点第30号から真方位219度5分 7,844メートルの点</p>
<p>北九州市若松区小 竹南東地先</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ及びびを順次に結んだ直線とイ・テ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第30号 白洲灯台</p> <p>イ 基点第30号から真方位208度 7,621メートルの点 ロ 基点第30号から真方位197度15分 6,242メートルの点 ハ 基点第30号から真方位197度17分 5,542メートルの点 ニ 基点第30号から真方位201度36分 5,290メートルの点 ホ 基点第30号から真方位200度38分 4,203メートルの点 へ 基点第30号から真方位212度26分11秒 4,866メートルの点 ト 基点第30号から真方位213度27分59秒 4,733メートルの点 チ 基点第30号から真方位211度41分31秒 4,607メートルの点 リ 基点第30号から真方位211度39分52秒 4,538メートルの点</p>

ヌ	基点第30号から真方位211度44分52秒	4,524メートルの点
ル	基点第30号から真方位212度2分8秒	4,505メートルの点
ヲ	基点第30号から真方位211度34分42秒	4,483メートルの点
リ	基点第30号から真方位210度16分30秒	4,489メートルの点
カ	基点第30号から真方位209度53分24秒	4,456メートルの点
ヨ	基点第30号から真方位209度46分59秒	4,409メートルの点
タ	基点第30号から真方位208度56分31秒	4,422メートルの点
レ	基点第30号から真方位208度8分43秒	4,282メートルの点
ソ	基点第30号から真方位214度15分45秒	3,707メートルの点
ツ	基点第30号から真方位213度34分44秒	3,634メートルの点
ネ	基点第30号から真方位214度12分47秒	3,616メートルの点
ナ	基点第30号から真方位214度43分25秒	3,671メートルの点
ヲ	基点第30号から真方位219度30分	3,342メートルの点
ム	基点第30号から真方位211度30分	3,138メートルの点
ウ	基点第30号から真方位206度18分22秒	3,616メートルの点
キ	基点第30号から真方位206度10分10秒	3,659メートルの点
ノ	基点第30号から真方位205度56分31秒	3,655メートルの点
オ	基点第30号から真方位201度58分45秒	4,162メートルの点
ク	基点第30号から真方位201度20分25秒	4,169メートルの点
ヤ	基点第30号から真方位200度53分52秒	4,129メートルの点
マ	基点第30号から真方位197度35分45秒	4,340メートルの点
ケ	基点第30号から真方位197度32分50秒	4,351メートルの点
フ	基点第30号から真方位197度58分54秒	4,362メートルの点
コ	基点第30号から真方位195度41分36秒	4,979メートルの点
エ	基点第30号から真方位195度33分37秒	4,975メートルの点
テ	基点第30号から真方位193度39分58秒	5,634メートルの点

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱

基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岸壁西端から岸壁沿いに東へ341.7メートルの地点に設定した標識

基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角

(イ) 基点第27号から真方位347度 2,880メートルの点（基点第27号から真方位347度の線と馬島（北九州市小倉北区）の北の高頂（三一高地）から火の山（山口県下関市）山頂を見通す線との交点）

(ロ) 基点第28号から真方位352度30分 4,150メートルの点
（基点第28号から男島（北九州市若松区白島）東端を見通す線と馬島の北の高頂（三一高地）と火の山山頂を見通す線との交点）

(ハ) 基点第29号から真方位281度5分 1,460メートルの点（基点第29号とロを結ぶ線と安瀬泊地防波堤北側縁の交点）

- (4) 関係地区 北九州市若松区小竹、同区久岐の浜、同区花野路、同区畠田、同区下原町、同区小石、同区東小石町、同区鴨生田、同区栄盛川、同区迫田町、同区二島、同区青葉台南、同区原町、同区響南町、同区修多羅、同区波打町、同区西園町、同区東二島、同区桜町、同区浜町、同区原町、同区本町、同区乙丸、同区小糸町、同区安屋、同区東畑町、同区大字蛸住、同区老松町、同区大井戸町、同区赤崎町、同区古前、同区上原町、同区宮丸、同区塩屋、戸畑区旭町、同区牧山、同区一枝、同区浅生、同区南鳥旗町、同区福柳木、同区銀座、同区幸町、同区天籟寺、同区菅原、同区新池、同市八幡東区春の町、同区竹下町、同市八幡西区大字本城及び同市小倉北区緑が丘
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

1 7

- (1) 免許番号 筑共第17号
- (2) 漁業権者 ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃

〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 白島（北九州市若松区）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線と男島（白島）の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点第30号 白洲灯台

(イ) 基点第30号から真方位295度15分 6,620メートルの点

(ロ) 基点第30号から真方位278度40分 6,020メートルの点

(ハ) 基点第30号から真方位272度30分 6,210メートルの点（烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）から鐘ヶ崎灯台（山口県下関市蓋井島）を見通す線と白洲灯台と六連島（山口県下関市）を見通す線との交点）

(ニ) 基点第30号から真方位272度30分 8,750メートルの点（白洲灯台と六連島北端を見通す線と女島（白島）西端から蓋井島北端を見通す線との交点）

- (ホ) 基点第30号から真方位307度45分 9,950メートルの点（女島東端から電源開発株式会社若松火力発電所二本煙突の東側煙突を見通す線と藍島（北九州市小倉北区）南端から馬島（北九州市小倉北区）東端とを見通す線との交点）
- (ハ) 基点第30号から真方位311度 7,550メートルの点
- (ト) 基点第30号から真方位301度40分 7,100メートルの点
- (4) 関係地区 北九州市若松区小竹、同区久岐の浜、同区花野路、同区畠田、同区下原町、同区小石、同区東小石町、同区鴨生田、同区栄盛川、同区迫田町、同区二島、同区青葉台南、同区原町、同区響南町、同区修多羅、同区波打町、同区西園町、同区東二島、同区桜町、同区浜町、同区原町、同区本町、同区乙丸、同区小糸町、同区古前、同区上原町、同区宮丸、同区塩屋及び同区安屋
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

18

- (1) 免許番号 筑共第18号
- (2) 漁業権者 ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	うみにな漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ふともづく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	雑魚大謀網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業	〃

	(筒を含む)	
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 馬島及び藍島（北九州市小倉北区）周辺

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

基点第30号 白州灯台

基点第31号 藍島南端に設定した標識

基点第32号 平岩（世界測地系北緯33度58分36.6秒、東経130度51分37.2秒）山口県下関市六連島）に設置した標柱

- (イ) 旧舟瀬灯浮標（世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒）と下関市六連島東端を結んだ直線と下関市竹ノ子島北端と口を結んだ直線との交点
- (ロ) 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海狭最短距離の中央点
- (ハ) 下関市六連島北の頂上と北九州市小倉北区馬島北の頂上を結んだ直線上最大高潮時海面における中央点
- (ニ) 基点第32号から真方位272度53分 500メートルの点
- (ホ) ニと下関市吉見町網代崎一一八高地（簸山山頂）とを結んだ直線と下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線との交点
- (ヘ) 下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線と旧第二浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と旧第四浮標（世界測地系北緯33度59分27.7秒、東経130度52分27.4秒）とを結んだ直線との交点
- (ト) 北九州市若松区頓田電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎（山口県下関市）を見通す線と旧第二浮標から旧第四浮標を見通す線との交点
- (チ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点（電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突からトを見通す線と大山の鼻（山口県下関市）から戸上山（北九州市門司区）を見通す線との交点）
- (リ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点（大山の鼻から戸上山山頂を見通す線と藍島の南端から烏帽子山（山口県下関市）山頂を見通す線との交点）
- (ヌ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点（基点第31号から烏帽子山山頂を見通す線と藍島の西端から賢女鼻（蓋井島）東端を見通す線との交点）
- (ル) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点（和合良島（馬島）の二五高頂から六連島の一〇六高頂を見通す線と片島（馬島）の高頂から藍島東北端を見通す線との交点）

- (4) 関係地区 北九州市門司区旧門司、同区東門司、同区栄町、同区清見、同区大久保、同区花月園、同区東本町、同区東港町、同区老松町、同区錦町、同区西海岸、同区長谷、同区大里桃山、同区黒川東、同区西新町、同区大里本町、同区梅の木、同区奥田、同区寺内、同区城山町、同区下富野、同区大里南本町、同区大里戸ノ上、同区永黒、同区大里東、同区東新町、同区中二十町、同区二夕松町、同区吉志、同区白野江、同市小倉北区大門、同区香春口、同区馬島、同区長浜町、同区末広、同区赤坂、同区大田町、同区砂津、同区平松町、同区鋳物師、同区日明、同区白銀、同区高尾、同区大字藍島、同区馬借及び同市戸畑区椎ノ木
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

19

- (1) 免許番号 筑共第19号
- (2) 漁業権者 ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うみにな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃

〃	あかがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	〃
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先

ウ 漁場の区域

次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路	区 域
----------	-----

泊地名等	
開発保全航路	<p>航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域（平成14年7月に拡張された区域）を除く。</p> <p>基点 旧巖流島灯台跡</p> <p>イ 門司崎灯台</p> <p>ロ 基点から真方位45度 1,500メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位62度15分 970メートルの点</p>
若松洞海湾口防波堤周辺海域	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域とホ、へ、ト、チ及びホを順次結んだ直線で囲まれた区域、リ、ヌ、ル、ヲ及びリを順次結んだ直線で囲まれた区域、ワ、カ、ヨ及びワを順次結んだ直線で囲まれた区域並びにタ、レ、ソ、ツ、ネ及びタを順次結んだ直線で囲まれた区域（昭和55年3月10日に変更免許を行った区域）</p> <p>基点 若松洞海湾口防波堤灯台</p> <p>イ 基点から真方位223度 1,777メートルの点</p> <p>ロ 基点から真方位221度20分 1,642メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位215度 1,460メートルの点</p> <p>ニ 基点から真方位221度40分 1,800メートルの点</p> <p>ホ 基点から真方位134度40分 246メートルの点</p> <p>へ 基点から真方位100度 900メートルの点</p> <p>ト 基点から真方位107度 1,060メートルの点</p> <p>チ 基点から真方位116度20分 968メートルの点</p> <p>リ 基点から真方位93度 1,350メートルの点</p> <p>ヌ 基点から真方位107度 1,060メートルの点</p> <p>ル 基点から真方位100度 900メートルの点</p> <p>ヲ 基点から真方位84度30分 900メートルの点</p> <p>ワ 基点から真方位119度 1,850メートルの点</p> <p>カ 基点から真方位122度 1,850メートルの点</p> <p>ヨ 基点から真方位121度 1,740メートルの点</p> <p>タ 基点から真方位124度 3,590メートルの点</p> <p>レ 基点から真方位130度30分 3,420メートルの点</p> <p>ソ 基点から真方位127度30分 2,660メートルの点</p> <p>ツ 基点から真方位134度 2,370メートルの点</p> <p>ネ 基点から真方位115度30分 2,390メートルの点</p>
北九州市小倉北区 日明地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域並びにト、チ、リ、ヌ及びトを順次結んだ</p>

	<p>直線で囲まれた区域（昭和55年3月10日に変更免許した区域）</p> <p>基点 砂津防波堤灯台</p> <p>イ 基点から真方位353度 2,420メートルの点</p> <p>ロ 基点から真方位357度 2,030メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位346度 2,040メートルの点</p> <p>ニ 基点から真方位346度30分 2,080メートルの点</p> <p>ホ 基点から真方位337度 3,170メートルの点</p> <p>ヘ 基点から真方位344度15分 3,240メートルの点</p> <p>ト 基点から真方位352度30分 1,690メートルの点</p> <p>チ 基点から真方位340度 1,600メートルの点</p> <p>リ 基点から真方位343度45分 1,850メートルの点</p> <p>ヌ 基点から真方位345度15分 1,830メートルの点</p>
<p>北九州市小倉北区 浅野地先</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域（昭和55年3月10日に変更免許した区域）</p> <p>基点 砂津防波堤灯台</p> <p>イ 基点から真方位24度30分 1,030メートルの点</p> <p>ロ 基点から真方位44度30分 1,110メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位54度 1,000メートルの点</p> <p>ニ 基点から真方位53度30分 640メートルの点</p> <p>ホ 基点から真方位34度30分 960メートルの点</p> <p>ヘ 基点から真方位10度 1,200メートルの点</p> <p>ト 基点から真方位14度 1,240メートルの点</p>
<p>北九州市小倉北区 赤坂地先</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域（昭和55年3月10日に変更免許した区域）</p> <p>基点 砂津防波堤灯台</p> <p>イ 基点から真方位64度30分 1,730メートルの点</p> <p>ロ 基点から真方位66度 2,290メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位72度30分 2,400メートルの点</p> <p>ニ 基点から真方位73度 2,360メートルの点</p> <p>ホ 基点から真方位72度 1,540メートルの点</p> <p>ヘ 基点から真方位67度45分 1,120メートルの点</p> <p>ト 基点から真方位62度45分 1,610メートルの点</p>
<p>北九州市門司区大 里地先</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域（昭和55年3月10日に変更免許した区域）</p>

	基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位66度30分 2,480メートルの点 ロ 基点から真方位66度30分 3,660メートルの点 ハ 基点から真方位71度30分 2,490メートルの点 ニ 基点から真方位66度15分 2,410メートルの点
若松航路	航路区域
製鉄戸畑北岸地 先航路	〃
戸畑航路	〃
堺川航路	〃
日明北航路	〃
日明航路	〃
紫川航路	〃
砂津航路	〃
大里航路	〃
若松五区泊地	泊地区域
新日鉄戸畑泊地	〃
堺川口船溜	船溜区域
日明北泊地	泊地区域
日明泊地	〃
紫川泊地	〃
砂津泊地	〃
高浜船溜	船溜区域

大里第一・第三船溜	〃
日糖船溜	〃
大川尻船溜	〃
門司第一・第二 第三・第四船溜	〃
中央卸売市場専用泊地	泊地区域
浅野フェリー泊地	〃
堺川第一、第二貯木場	貯木場区域
西港町北側岸壁周辺	小倉北区西港町北側岸壁と堺川航路間の区域
住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁周辺	住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁から20メートルの区域
末広町地先埋立地護岸周辺	小倉北区末広町地先埋立地護岸から20メートルの区域
高浜船溜防波堤北側周辺	高浜船溜防波堤北側から20メートルの区域
赤坂海岸から松原1、2丁目護岸周辺	小倉北区赤坂海岸、門司区松原町2丁目及び松原町1丁目護岸から20メートルの区域
響町1丁目北東側岸壁周辺	若松区響町1丁目北東側岸壁から50メートルの区域
門司区葛葉埠頭棧橋下	全域

九州電力冷却水放出区域	〃
北九州市門司区西海岸地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 北九州市門司区第二船溜防波堤灯台</p> <p>イ 基点から真方位206度36分 1,570メートルの点</p> <p>ロ 基点から真方位214度23分 1,510メートルの点</p> <p>ハ 基点から真方位206度36分 1,100メートルの点</p> <p>ニ 基点から真方位205度26分 1,110メートルの点</p> <p>ホ 基点から真方位195度35分 840メートルの点</p> <p>へ 基点から真方位192度45分 870メートルの点</p> <p>ト 基点から真方位180度36分 680メートルの点</p>

- 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角
- 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角
- 基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点
- 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識
- 基点第36号 北九州市小倉北区西港町120番地に設定した標識
(日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ260メートルの点)
- 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点
- 基点第38号 北九州市門司区松原1丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ2メートルの点
- 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点
- 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角
- 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角
- 基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標
- (イ) 旧船瀬灯浮標 (世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)
- (ロ) 旧笠瀬灯浮標 (世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒)
- (ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点
- (ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡 (世界測地系北緯33度54分51.9秒東経130度54分10.8秒) とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点
- (ホ) 基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡 (世界測地系北緯33度54分39.7秒、

- 東経130度54分39.4秒) とを結んだ直線上で、基点第38号から790メートルの点
- (ハ) 基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡 (世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒) とを結んだ直線上で、基点第39号から470メートルの点
- (ト) 基点第40号と下関市巖流島灯台跡 (世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒) とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点
- (チ) 基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル (世界測地系北緯33度56分52.7秒、東経130度56分4.4秒) に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第41号から855メートルの点
- (フ) 基点第42号から下関市壇ノ浦町火山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点

- (4) 関係地区 北九州市門司区旧門司、同区東門司、同区栄町、同区清見、同区大久保、同区花月園、同区東本町、同区東港町、同区老松町、同区錦町、同区西海岸、同区长谷、同区大里桃山、同区黒川東、同区西新町、同区大里本町、同区梅の木、同区奥田、同区寺内、同区城山町、同区下富野、同区大里南本町、同区大里戸ノ上、同区永黒、同区大里東、同区東新町、同区中二十町、同区二夕松町、同区吉志、同区白野江、同市小倉北区大門、同区香春口、同区馬島、同区长浜町、同区末広、同区赤坂、同区大田町、同区砂津、同区平松町、同区鋳物師、同区日明、同区白銀、同区高尾、同区大字藍島、同区馬借及び同市戸畑区椎ノ木
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

20

- (1) 免許番号 筑共第20号
- (2) 漁業権者 ひびき灘漁業協同組合、北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	ばい漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 北九州市若松区沖

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区域
安瀬航路	航路区域
開発保全航路、 関門航路	<p>航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域（平成14年7月に拡張された区域）を除く。</p> <p>基点第1号 台場鼻灯台 基点第2号 若松洞海湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点</p> <p>イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,860メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点</p>

	ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点
安瀬泊地	泊地区域
安瀬泊地周辺区域	安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域
白洲灯台南西地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度13分22秒 2,507メートルの点 へ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点

基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ341.7メートルの点

基点第30号 白州灯台（北九州市小倉北区）

基点第31号 藍島（北九州市小倉北区）南端に設置した標柱

(イ) 基点第28号から真方位352度30分 4,150メートルの点（基点第28号から男島（北九州市若松区白島）東端を見通す線と馬島（北九州市小倉北区）の北の高頂（三一高地）と火の山（山口県下関市）山頂とを見通す線との交点）

(ロ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点（電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎（山口県下関市）を見通す線と大山の鼻（山口県下関市）から戸ノ上山（北九州市門司区）山頂を見通す線との交点）

(ハ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点（大山の鼻から戸ノ上山山頂とを見通す線と藍島（北九州市小倉北区）南端から烏帽子山（山口県下関市）山頂とを見通す線との交点）

(ニ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点（基点第31号から烏帽子山山頂とを見通す線と藍島の西端から賢女鼻（山口県下関市蓋井島）とを見通す線との交点）

(ホ) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点（和良島（馬島）二五高頂から六連島（山口県下関市）一〇六高頂とを見通す線と片島（馬島）高頂から藍島東北端とを見通す線との交点）

(へ) 舟瀬灯浮標

(ト) 北九州市若松区響町埋立護岸東北角

(4) 関係地区 北九州市門司区旧門司、同区東門司、同区栄町、同区清見、同区大久保、

同区花月園、同区東本町、同区東港町、同区老松町、同区錦町、同区西海岸、同区长谷、同区大里桃山、同区黒川東、同区西新町、同区大里本町、同区梅の木、同区奥田、同区寺内、同区城山町、同区下富野、同区大里南本町、同区大里戸ノ上、同区永黒、同区大里東、同区東新町、同区中二十町、同区二夕松町、同区吉志、同区白野江、同市小倉北区大門、同区香春口、同区馬島、同区长浜町、同区末広、同区赤坂、同区大田町、同区砂津、同区平松町、同区鋳物師、同区日明、同区高尾、同区白銀、同区大字藍島、同区馬借、同市若松区大字小竹、同区久岐の浜、同区花野路、同区畠田、同区下原町、同区小石、同区東小石町、同区鴨生田、同区栄盛川町、同区迫田町、同区二島、同区青葉台南、同区原町、同区響南町、同区修多羅、同区波打町、同区西園町、同区東二島、同区桜町、同区浜町、同区原町、同区本町、同区乙丸、同区小糸町、同区古前、同区上原町、同区宮丸、同区塩屋、同区安屋、同区東畑町、同区大字蛸住、同区老松町、同区大井戸町、同区赤崎町、同市戸畑区旭町、同区椎ノ木、同区牧山、同区一枝、同区浅生、同区南鳥旗町、同区銀座、同区幸町、同区天籟寺、同区菅原、同区福柳木、同区新池、同市八幡東区春の町、竹下町、同市八幡西区大字本城、同市小倉北区緑が丘

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 1

- (1) 免許番号 筑共第21号
- (2) 漁業権者 北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃

〃	さざえ漁業	〃
〃	うみにな漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業 (筒を含む)	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

イ 漁場の位置 洞海湾（北九州市）湾口付近

ウ 漁場の区域

次の基点第34号と基点第35号を結んだ直線から若戸大橋の沖側橋脚までの間の区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路 泊地名等	区 域
若松航路	航路区域
新日本製鉄戸畑北 岸地先航路	〃
響灘水路	〃

若松五区泊地	泊地区域
新日本製鉄内浦泊地	〃
北湊船溜	船溜区域
内浦船溜	〃
安瀬南泊地	泊地区域
西部貯木場	貯木場区域
新日本製鉄戸畑工場北西部護岸周辺	新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域

基点第34号 北九州市若松区若松防波堤突端から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点

基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第33号を見通す線上
北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識

- (4) 関係地区 北九州市若松区東畑町、同区浜町、同区大字蟹住、同区老松町、同区大井戸町、同区赤崎町、同市戸畑区旭町、同区牧山、同区一枝、同区浅生、同区南鳥旗町、同区銀座、同区幸町、同区天籟寺、同区菅原、同区福柳木、同区新池、同市八幡東区春の町、同区竹下町、同市八幡西区大字本城及び同市小倉北区緑が丘
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2.2

- (1) 免許番号 筑共第101号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区能古象瀬西

ウ 漁場の区域 次のイを中心とした半径100メートル以内の区域

基点第43号 象瀬頂上

イ 基点第43号から真方位298度33分 250メートルの点

(4) 関係地区 福岡市西区能古

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 3

(1) 免許番号 筑共第102号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区能古象瀬北

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第43号 象瀬頂上

イ 基点第43号から真方位4度48分 880メートルの点

(4) 関係地区 福岡市西区能古

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 4

(1) 免許番号 筑共第103号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区大字勝馬赤石沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第44号 弘漁港北防波堤に設置した標柱

イ 基点第44号から真方位297度17分 820メートルの点

(4) 関係地区 福岡市東区大字勝馬及び同区大字弘

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 5

- (1) 免許番号 筑共第104号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 福岡市東区大字勝馬赤石沖
- ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域
 - 基点第44号 弘漁港北防波堤に設置した標柱
 - イ 基点第44号から真方位303度 1,220メートルの点
- (4) 関係地区 福岡市東区大字勝馬及び同志賀島字弘
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 6

- (1) 免許番号 筑共第105号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 福岡市西区玄界島沖
- ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径百メートル以内の区域
 - 基点第45号 玄界島灯台
 - イ 基点第45号から真方位42度18秒 875メートルの点
- (4) 関係地区 福岡市西区大字玄界島
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

2 7

- (1) 免許番号 筑共第106号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区玄界島沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第45号 玄界島灯台

イ 基点第45号から真方位298度 1,700メートルの点

(4) 関係地区 福岡市西区大字玄界島

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

28

(1) 免許番号 筑共第107号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市西区玄界島沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第45号 玄界島灯台

イ 基点第45号から真方位304度 2,175メートルの点

(4) 関係地区 福岡市西区大字玄界島

(6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

29

(1) 免許番号 筑共第108号

(2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区奈多沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第46号 志賀島漁港北防波堤灯台

イ 基点第46号から真方位50度 7,825メートルの点

- (4) 関係地区 福岡市東区奈多、同区雁ノ巣、同区奈多団地及び同区塩浜
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

30

- (1) 免許番号 筑共第109号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区奈多沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第46号 志賀島漁港北防波堤灯台

イ 基点第46号から真方位55度 8,150メートルの点

- (4) 関係地区 福岡市東区奈多、同区雁ノ巣、同区奈多団地及び同区塩浜
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

31

- (1) 免許番号 筑共第110号
- (2) 漁業権者 福岡市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 福岡市東区奈多沖

ウ 漁場の区域 次のイを中心とし半径100メートル以内の区域

基点第46号 志賀島漁港北防波堤灯台

イ 基点第46号から真方位56度 8,325メートルの点

- (4) 関係地区 福岡市東区奈多、同区雁ノ巣、同区奈多団地及び同区塩浜
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで

第3種共同漁業権(つきいそ漁業権)



